

政府の **物価高対応子育て応援手当** (2万円)  
及び  
**上乗せ分 山梨物価高対応子育て応援特別給付金** (2万円) のご案内  
**対象児童1人につき4万円を1回限りで支給します！**

■はじめに・・・申請は必要ですか？

原則**申請は不要**です。

注) 申請が必要な方は裏面「6」をご覧ください。また、希望しない場合や支給口座を変更する場合のみ1月30日までに届出書を返送するか、別紙通知に記載の窓口まで持参ください。

身延町

子育て  
世帯

- ①手当のご案内を送付します。
  - ②希望しない場合や支給口座を変更する場合のみ、  
ご案内に同封の届出書を返送してください。
  - ③児童手当受給口座等へ振り込みます。
- 注) 裏面の「6」の方は申請書を提出ください。

**申請が必要な方**

**1. うちの子は、対象になるの？【対象児童】**

次に記載する児童が対象になります。

- (1) **令和7年9月分(※)** の児童手当の支給対象児童 (※令和7年9月に出生した児童については10月分)
- (2) 令和7年10月1日から**令和8年3月31日までに出生した児童**

**2. だれがもらえるの？【支給対象者】**

上記(1)の**児童手当受給者**、または上記(2)の保護者のうち生計を維持する程度の高い者

**3. いくらもらえるの？【支給額】**

対象児童1人につき**4万円** (1回限り) です。

**4. いつもらえるの？【支給時期】**

**身延町では2月中旬から順次支給を開始**します。以降、入金の確認ができない場合は裏面記載の窓口までお問い合わせください。  
注) 裏面「6」の方については申請が必要なため、支給時期が異なります。

**裏面に続きます。必ずご確認ください！**

## 5. どんな方法でもらえるの？【支給方法】

### (1) 児童手当受給者

**原則、令和7年10月支給時（※）の児童手当受給口座か、届出書により届け出た口座に振り込みます（※令和7年9月に出生した児童は12月支給時）。**

### (2) 申請を行った保護者（「6」の対象者）

**申請書で指定した口座に振り込みます。**

注) 口座が解約・変更等により振込みができない場合は支給されませんので、令和8年2月末までに必ず下記の窓口にご連絡ください。

## 6. 申請が必要なのはどんな場合？

**次に記載する方は申請が原則必要**です。同封の申請書を提出してください。

- ・令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者
- ・所属庁から児童手当を受給している公務員（下記「公務員の方へ」を参照）
- ・10月1日以降に離婚（離婚調停中等も含む）により児童手当の申請が必要になった保護者

## 7. こんなときはどうなるの？

### ■引っ越しした場合はどうなりますか？

**9月分（令和7年9月に出生した児童については10月分）の児童手当を支給した市区町村から、児童手当受給口座もしくは届出書により届け出た口座に振り込まれます。ただし、引っ越し前の市区町村が県外の場合、上乗せ分は支給されませんので、支給額は2万円となります。**

### ■DV被害により、こどもとともに避難していますが、どうなりますか？

避難先の市町村で児童手当の受給者変更の手続きを行っている場合は、今回の手当の支給を受けることができますので、なるべく早く避難先の市町村にご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

### ～公務員の方へ～

公務員の方は、申請前に所属庁から証明を受けていただく必要があります。まずは所属庁に手続きについてご確認ください。（令和7年9月分の児童手当が所属庁から支給された方は、令和7年9月30日にお住いの自治体に申請が必要です。）

### お問い合わせ先

- ・身延町役場子育て支援課 電話:0556-20-4580（受付時間:平日8:30～17:15）
- ・山梨県こども福祉課 電話:055-223-1655（受付時間:平日8:30～17:15）
- ・こども家庭庁コールセンター 電話：0120-252-071（受付時間:平日9:00～18:00）



**「物価高対応子育て応援手当」や「山梨物価高対応子育て応援特別給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。**

ご自宅や職場などに身延町から問い合わせを行うことがあります。ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの**振り込みを求めるることは絶対にありません**。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに身延町の窓口又は最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。